

農業農村整備事業
設計変更の手引き
新旧対照表

平成 26 年 4 月 1 日 事調第 1242 号農政部長通知の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 I 編 設計変更の手引き【工事編】</p> <p>1 はじめに 【省略】</p> <p>2 設計変更と契約変更 (1) 設計変更と契約変更 【省略】 (2) 発注者・受注者の留意事項 発注者は、設計積算にあたっては、工事を施工するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。また、工事実施にあたっては、契約書第 17 条、第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。</p> <p>受注者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求められることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（「設計図書の照査手引き」平成 23 年 1 月 12 日付け事調第 1106 号事業調整課技術管理担当課長通知参照）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。</p> <p>また、<u>適切な設計変更手続きなどが行われるように、設計変更確認会議や工事円滑化会議を活用する。</u></p> <p><u>なお、設計変更については次のようなケースがある。</u></p> <p>ア 速やかに設計変更を行うケース <u>以下に該当する場合、速やかに設計変更手続きを行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な変更 ・工事量の増減（拡大設計変更を含む） ・工期の変更を必要とするもの ・その他必要と認めたとき <p><u>受注者から求めがあった場合</u> <u>新たに再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要になった場合</u> <u>新たに建設発生土を現場外に搬出することになった場合</u> <u>新たに支給材、貸与品を使用させることになった場合</u> <u>新たに跡請保証を付すことになった場合</u></p> <p>イ 設計変更を行うことの出来ないケース 【省略】</p> <p>ウ 設計変更を必要としないケース 【省略】</p> <p>エ 設計変更を行うことが可能なケース 【省略】</p> <p>(3) 設計変更に係わる資料の作成 【省略】</p>	<p>第 I 編 設計変更の手引き【工事編】</p> <p>1 はじめに 【省略】</p> <p>2 設計変更と契約変更 (1) 設計変更と契約変更 【省略】 (2) 発注者・受注者の留意事項 発注者は、設計積算にあたっては、工事を施工するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。また、工事実施にあたっては、契約書第 17 条、第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。</p> <p>受注者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求められることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（「設計図書の照査手引き」平成 23 年 1 月 12 日付け事調第 1106 号事業調整課技術管理担当課長通知参照）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。</p> <p>また、<u>_____</u></p> <p><u>_____設計変更を行うことの出来ない場合と、行うことの出来る場合は次のようなケースなど</u> <u>がある。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 設計変更を行うことの出来ないケース 【省略】</p> <p>イ 設計変更を必要としないケース 【省略】</p> <p>ウ 設計変更を行うことが可能なケース 【省略】</p> <p>(3) 設計変更に係わる資料の作成 【省略】</p>	<p>内容の追加</p> <p>項目の追加</p> <p>項目の改正</p> <p>項目の改正</p> <p>項目の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																		
<p>3 設計変更の契約条項の説明 (1) 設計変更に係る契約上の取り決め 【省略】 (2) 主な条項の解説 ア 設計変更と工事現場の状態との不一致、条件の変更等 (契約書第 17 項) 【省略】</p> <p>イ 設計図書の変更 (契約書第 18 条) 本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。 発注者は、その都合によって設計図書を変更できる。そして、その場合、必要があれば工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。また、設計図書の変更により受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。 発注者は、工事目的物の目的、構造、<u>仕様</u>等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このため、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更 (契約の目的 (工事内容の同一性) を変更しない限度において) を任意に行えるようにしている。 なお、設計図書の変更によって、請負代金額が3分の2以上減少した場合には、受注者は第45条の規定によって契約を解除することができる。また、請負代金額が相当額程度増加する場合についても新たに追加される工事が当初の契約に基づく工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約を結ぶことが適当である。</p> <table border="1" data-bbox="178 991 1202 1285"> <thead> <tr> <th>設計図書の変更理由</th> <th>解 説</th> <th>適用条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 計画、工法、仮設工等の変更</td> <td>発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。</td> <td>第18条</td> </tr> <tr> <td>(2) 拡大設計変更</td> <td>当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事</td> <td>第18条</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」</p> <p>ウ 工事の中止 (契約書第19条) 【省略】 エ 請負代金額の変更に代える設計図書の変更 (契約書第29条) 【省略】</p> <p>4 設計変更の種類及び変更指示 (1) 設計変更の定義 【省略】 (2) 概数の確定による設計変更 概数等発注とは、早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事の発注に関する事務の取扱いを定められた「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について」(平成9年3月11日付け事調第2059号)及び「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて」(平成17年3月31日付け設計第839号)に基づき、工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。 農業農村整備事業における一般的な予算価格の設定は、測量・調査・設計を委託し、施工計画を想</p>	設計図書の変更理由	解 説	適用条項	(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条	(2) 拡大設計変更	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事	第18条	<p>3 設計変更の契約条項の説明 (1) 設計変更に係る契約上の取り決め 【省略】 (2) 主な条項の解説 ア 設計変更と工事現場の状態との不一致、条件の変更等 (契約書第 17 項) 【省略】</p> <p>イ 設計図書の変更 (契約書第 18 条) 本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。 発注者は、その都合によって設計図書を変更できる。そして、その場合、必要があれば工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。また、設計図書の変更により受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。 発注者は、工事目的物の目的、構造、<u>使用</u>等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このため、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更 (契約の目的 (工事内容の同一性) を変更しない限度において) を任意に行えるようにしている。 なお、設計図書の変更によって、請負代金額が3分の2以上減少した場合には、受注者は第45条の規定によって契約を解除することができる。また、請負代金額が相当額程度増加する場合についても新たに追加される工事が当初の契約に基づく工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約を結ぶことが適当である。</p> <table border="1" data-bbox="1430 991 2454 1285"> <thead> <tr> <th>設計図書の変更理由</th> <th>解 説</th> <th>適用条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 計画、工法、仮設工等の変更</td> <td>発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。</td> <td>第18条</td> </tr> <tr> <td>(2) 拡大設計変更</td> <td>当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事</td> <td>第18条</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」</p> <p>ウ 工事の中止 (契約書第19条) 【省略】 エ 請負代金額の変更に代える設計図書の変更 (契約書第29条) 【省略】</p> <p>4 設計変更の種類 (1) 設計変更の定義 【省略】 (2) 概数の確定による設計変更 概数等発注とは、早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事の発注に関する事務の取扱いを定められた「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について」(平成9年3月11日付け事調第2059号)及び「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて」(平成17年3月31日付け設計第839号)に基づき、工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。 農業農村整備事業における一般的な予算価格の設定は、測量・調査・設計を委託し、施工計画を想</p>	設計図書の変更理由	解 説	適用条項	(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条	(2) 拡大設計変更	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事	第18条	<p>字句の修正</p> <p>項目の改正</p>
設計図書の変更理由	解 説	適用条項																		
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条																		
(2) 拡大設計変更	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事	第18条																		
設計図書の変更理由	解 説	適用条項																		
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条																		
(2) 拡大設計変更	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事	第18条																		

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考
(5) 設計変更等の区分別の変更内容					(5) 設計変更の区分別の変更内容					項目の改正 内容の追加 内容の変更 内容の追加 内容の削除
種類 内容	概数の確定による 設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更 <u>【変更指示書】</u>	通常の設計変更	種類 内容	概数の確定による 設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更 _____	通常の設計変更	
金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約 額の3割以下で、 かつ、3,000万円以 下*	あり 増減見込額の累計 が現請負代金額の 30%以内で、かつ、 <u>4,000</u> 万円未満（新 工種は <u>2,000</u> 万円 未満）	なし	金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約 額の3割以下で、 かつ、3,000万円以 下*	あり 増減見込額の累計 が現請負代金額の 30%以内で、かつ、 <u>1,500</u> 万円未満（新 工種は <u>750</u> 万円未 満）	なし	
工事中止指示 (契約書第19条)	できない	できない	できない	変更工法に時間を 要する場合	工事中止指示 (契約書第19条)	できない	できない	できない	変更工法に時間を 要する場合	
変更部分の工事 着手	工事施工協議簿に よる確認後	設計変更を通知し 受注者の承諾後	軽微な設計変更の 通知後 <u>【指示書を取り交 わした後】</u>	設計変更を通知し 受注者の承諾後	変更部分の工事 着手	工事施工協議簿に よる確認後	設計変更を通知し 受注者の承諾後	軽微な設計変更の 通知後 _____	設計変更を通知し 受注者の承諾後	
工期の変更 (契約書第23条)	できない	できる	できない	できる	工期の変更 (契約書第23条)	できない	できる	できない	できる	
設計変更の時期	概数の全部又は一 部が確定した時点	変更部分の工事着 手前	軽微の範囲を超え る時点又は工事完 了前	変更部分の工事着 手前	設計変更の時期	概数の全部又は一 部が確定した時点	変更部分の工事着 手前	軽微の範囲を超え る時点又は工事完 了前	変更部分の工事着 手前	
※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」					※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」					
5 設計変更のフロー図 【省略】					5 設計変更のフロー図 【省略】					
6 設計変更の手順					6 設計変更の手順					
6-1 概数確定による設計変更					6-1 概数確定による設計変更					
(1) 設計変更の手続き					(1) 設計変更の手続き					
ア～キ 【省略】					ア～キ 【省略】					
ク 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。 このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。 _____					ク 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。 このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。 <u>変更契約書を受 理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。</u>					

改 正	現 行	備 考
<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>概数確定による設計変更</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <p>(3) 概数の工種別運用例 【省略】</p>	<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>概数確定による設計変更</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <p>(3) 概数の工種別運用例 【省略】</p> <p>※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。</p>	<p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>6-2 契約書第17条による設計変更</p> <p>(1) 設計変更の手続き</p> <p>ア～コ 【省略】</p> <p>サ 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。 このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。_____</p> <p>シ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。 設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じる権限は原則として与えていない。<u>（工事内容の変更指示書の場合を除く）</u></p> <p>通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。</p>	<p>6-2 契約書第17条による設計変更</p> <p>(1) 設計変更の手続き</p> <p>ア～コ 【省略】</p> <p>サ 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。 このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。<u>変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。</u></p> <p>シ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。 設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じる権限は原則として与えていない。_____</p> <p>通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。</p>	<p>内容の削除</p> <p>内容の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>通常の設計変更 17条</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <p>受注者又は現場代理人 工事監督員 発注者(支出負担行為担当者) 備考</p> <p>標準契約書第17条第1、2項 標準契約書第17条第2項 標準契約書第17条第3項 標準契約書第17条第4項 標準契約書第17条第5項 標準契約書第17条第5項、第6項</p>	<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>通常の設計変更 17条</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <p>受注者又は現場代理人 工事監督員 発注者(支出負担行為担当者) 備考</p> <p>標準契約書第17条第1、2項 標準契約書第17条第2項 標準契約書第17条第3項 標準契約書第17条第4項 標準契約書第17条第5項 標準契約書第17条第5項、第6項</p>	<p>内容の変更</p> <p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p>
<p>6-3 契約書第18条による設計変更</p> <p>(1) 設計変更の手続き</p> <p>ア～エ 【省略】</p> <p>オ 受注者は第39号様式(変更契約書)により、承諾の意志表示を行う。 このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。</p> <p>カ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。 設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。<u>(工事内容の変更指示書</u></p>	<p>6-3 契約書第18条による設計変更</p> <p>(1) 設計変更の手続き</p> <p>ア～エ 【省略】</p> <p>オ 受注者は第39号様式(変更契約書)により、承諾の意志表示を行う。 このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。<u>変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。</u></p> <p>カ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。 設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。</p>	<p>内容の削除</p> <p>内容の追加</p>

※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

改 正	現 行	備 考																										
<p><u>の場合を除く。)</u> 通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。</p> <p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <div data-bbox="112 409 320 462" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通常の設計変更 18条</div> <div data-bbox="742 493 934 520" style="text-align: center;">設計変更等の処理手順</div> <table border="1" data-bbox="356 556 1350 1281"> <thead> <tr> <th>受注者又は現場代理人</th> <th>工事監督員</th> <th>発注者(支出負担行為担当者)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計変更の上申 (第35号様式)</td> <td>設計変更(必要性の整理) 設計変更上申書 (第35号様式) 変更設計書作成</td> <td>設計変更の必要性検討 上申 必要に応じ設計図書添付</td> <td>標準契約書第18条 工事の一時中止が必要な場合は 工事の一時中止の処理手順による。</td> </tr> <tr> <td>設計変更の決定 (第36号様式)</td> <td></td> <td>必要と認めるとき 決定 設計変更決定書 (第36号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計変更の通知 (第37号様式)</td> <td>通知 又は協議 (設計図書の変更内容)</td> <td>工事の設計変更について (第37号様式)</td> <td>標準契約書第49条 ※工期や請負代金額の変更については発注者と受注者が協議して定めるが、協議が整わなかった場合は、発注者と受注者間の紛争を避けるために、再度協議することとなる。</td> </tr> <tr> <td>設計変更の通知 (第38号様式)</td> <td>通知 (請負代金額の増減を伴う変更)</td> <td>工事の設計変更について (第38号様式)</td> <td>この場合、第36号様式で支出負担行為をしているため、農村振興課又は調整課と協議し設計変更について検討することとなる。これは、全ての設計変更に該当。</td> </tr> <tr> <td>変更契約の締結 (第39号様式)</td> <td>変更内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更部分の工事着手</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考	設計変更の上申 (第35号様式)	設計変更(必要性の整理) 設計変更上申書 (第35号様式) 変更設計書作成	設計変更の必要性検討 上申 必要に応じ設計図書添付	標準契約書第18条 工事の一時中止が必要な場合は 工事の一時中止の処理手順による。	設計変更の決定 (第36号様式)		必要と認めるとき 決定 設計変更決定書 (第36号様式)		設計変更の通知 (第37号様式)	通知 又は協議 (設計図書の変更内容)	工事の設計変更について (第37号様式)	標準契約書第49条 ※工期や請負代金額の変更については発注者と受注者が協議して定めるが、協議が整わなかった場合は、発注者と受注者間の紛争を避けるために、再度協議することとなる。	設計変更の通知 (第38号様式)	通知 (請負代金額の増減を伴う変更)	工事の設計変更について (第38号様式)	この場合、第36号様式で支出負担行為をしているため、農村振興課又は調整課と協議し設計変更について検討することとなる。これは、全ての設計変更に該当。	変更契約の締結 (第39号様式)	変更内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)			変更部分の工事着手			
受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考																									
設計変更の上申 (第35号様式)	設計変更(必要性の整理) 設計変更上申書 (第35号様式) 変更設計書作成	設計変更の必要性検討 上申 必要に応じ設計図書添付	標準契約書第18条 工事の一時中止が必要な場合は 工事の一時中止の処理手順による。																									
設計変更の決定 (第36号様式)		必要と認めるとき 決定 設計変更決定書 (第36号様式)																										
設計変更の通知 (第37号様式)	通知 又は協議 (設計図書の変更内容)	工事の設計変更について (第37号様式)	標準契約書第49条 ※工期や請負代金額の変更については発注者と受注者が協議して定めるが、協議が整わなかった場合は、発注者と受注者間の紛争を避けるために、再度協議することとなる。																									
設計変更の通知 (第38号様式)	通知 (請負代金額の増減を伴う変更)	工事の設計変更について (第38号様式)	この場合、第36号様式で支出負担行為をしているため、農村振興課又は調整課と協議し設計変更について検討することとなる。これは、全ての設計変更に該当。																									
変更契約の締結 (第39号様式)	変更内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)																											
変更部分の工事着手																												

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><u>イ 一括処理</u></p> <p>a) <u>変更をとりまとめた変更設計書を作成する。</u></p> <p>b) <u>指示書等により工事内容の変更を指示した概算金額の累計（設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の30パーセントを超え、又は4,000万円以上となる時（新工種に係る増減見込額の累計が2,000万円以上となる時を含む）並びに工事完成前の可能な限り早い時期に一括して設計変更を行い、請負代金額を変更する。</u></p> <p>c) <u>変更後の設計図書と請負代金の増（減）額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の申し入れを別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により行う。</u></p> <p>d) <u>受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。</u> <u>このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。</u></p>	<p><u>計の変更を命じる権限は原則として与えていない。</u> <u>通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。</u></p> <p><u>イ 軽微総括</u></p> <p>a) <u>変更をとりまとめた変更設計書を作成する。</u></p> <p>b) <u>工期終了前又は軽微変更の限度額（請負代金額の増減累計が30%を超え又は1500万円以上となる時）を超えた時点で設計変更（軽微総括）を行い、請負代金額を変更する。</u></p> <p>c) <u>ア b)における第36号様式（設計変更決定書）の左上余白に「軽微総括」と朱書して、設計変更を決定する。</u></p> <p>d) <u>変更後の設計図書と請負代金の増（減）額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の申し入れを別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により行う。</u></p> <p>e) <u>受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。</u></p> <p>f) <u>このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受領した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>工事内容の変更指示書</p> <p style="text-align: center;">工事内容の変更指示書の処理手順</p> <p>※上記フローは17条の場合を示す。第18条の変更の場合は「6-2の(1)ア～カ」の手続きが不要。</p> <p>6-5 工事の一時中止 (1) 設計変更の手続き 【省略】</p>	<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>通常の設計変更 軽微</p> <p style="text-align: center;">設計変更等の処理手順</p> <p>※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。 ※上記フローは18条の場合を示す。第17条の設計変更の場合は事前に「6-2 (1) (ア)～(カ)」の手続きが必要。 ※1 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定等について(S46.12.1局総第562号)参照のこと。</p> <p>6-5 工事の一時中止 (1) 設計変更の手続き 【省略】</p>	<p>フロー図の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																
<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>工事の一時中止</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受注者又は現場代理人</th> <th>工事監督員</th> <th>発注者(支出負担行為担当者)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>工事一時中止の上申 (第40号様式)</p> <p>工事一時中止の決定 (第41号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第42号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第43号様式)</p> <p>変更契約の締結 (第39号様式)</p> </td> <td> <p>一時中止の必要性確認</p> <p>工事一時中止上申書 (第40号様式) 一時中止の範囲、期間、理由等を記載</p> <p>一時中止の期間 範囲及び理由</p> <p>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</p> </td> <td> <p>自ら必要と認めたとき</p> <p>上申 → ○</p> <p>必要と認めたとき 決定 工事一時中止決定書 (第41号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第42号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第43号様式)</p> </td> <td> <p>標準契約書第19条</p> <p>※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>6-6 工期の変更</p> <p>(1) 設計変更の手続き</p> <p>ア 受注者の請求による場合</p> <p>a) ~e) 【省略】</p> <p>f) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとす。 _____</p> <p>イ 発注者の判断による場合</p> <p>a) ~d) 【省略】</p> <p>e) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとす。 _____</p>	受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考	<p>工事一時中止の上申 (第40号様式)</p> <p>工事一時中止の決定 (第41号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第42号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第43号様式)</p> <p>変更契約の締結 (第39号様式)</p>	<p>一時中止の必要性確認</p> <p>工事一時中止上申書 (第40号様式) 一時中止の範囲、期間、理由等を記載</p> <p>一時中止の期間 範囲及び理由</p> <p>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</p>	<p>自ら必要と認めたとき</p> <p>上申 → ○</p> <p>必要と認めたとき 決定 工事一時中止決定書 (第41号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第42号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第43号様式)</p>	<p>標準契約書第19条</p> <p>※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。</p>	<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>工事の一時中止</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受注者又は現場代理人</th> <th>工事監督員</th> <th>発注者(支出負担行為担当者)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>工事一時中止の上申 (第40号様式)</p> <p>工事一時中止の決定 (第41号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第42号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第43号様式)</p> <p>変更契約の締結 (第39号様式)</p> </td> <td> <p>一時中止の必要性確認</p> <p>工事一時中止上申書 (第40号様式) 一時中止の範囲、期間、理由等を記載</p> <p>一時中止の期間 範囲及び理由</p> <p>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</p> <p>工事監督員経由</p> </td> <td> <p>自ら必要と認めたとき</p> <p>上申 → ○</p> <p>必要と認めたとき 決定 工事一時中止決定書 (第41号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第42号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第43号様式)</p> </td> <td> <p>標準契約書第19条</p> <p>※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。</p> <p>6-6 工期の変更 【省略】</p> <p>(1) 設計変更の手続き</p> <p>ア 受注者の請求による場合</p> <p>a) ~e) 【省略】</p> <p>f) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとす。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。</p> <p>イ 発注者の判断による場合</p> <p>a) ~d) 【省略】</p> <p>e) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとす。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。</p>	受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考	<p>工事一時中止の上申 (第40号様式)</p> <p>工事一時中止の決定 (第41号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第42号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第43号様式)</p> <p>変更契約の締結 (第39号様式)</p>	<p>一時中止の必要性確認</p> <p>工事一時中止上申書 (第40号様式) 一時中止の範囲、期間、理由等を記載</p> <p>一時中止の期間 範囲及び理由</p> <p>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</p> <p>工事監督員経由</p>	<p>自ら必要と認めたとき</p> <p>上申 → ○</p> <p>必要と認めたとき 決定 工事一時中止決定書 (第41号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第42号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第43号様式)</p>	<p>標準契約書第19条</p> <p>※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。</p>	<p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p>
受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考															
<p>工事一時中止の上申 (第40号様式)</p> <p>工事一時中止の決定 (第41号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第42号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第43号様式)</p> <p>変更契約の締結 (第39号様式)</p>	<p>一時中止の必要性確認</p> <p>工事一時中止上申書 (第40号様式) 一時中止の範囲、期間、理由等を記載</p> <p>一時中止の期間 範囲及び理由</p> <p>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</p>	<p>自ら必要と認めたとき</p> <p>上申 → ○</p> <p>必要と認めたとき 決定 工事一時中止決定書 (第41号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第42号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第43号様式)</p>	<p>標準契約書第19条</p> <p>※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。</p>															
受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考															
<p>工事一時中止の上申 (第40号様式)</p> <p>工事一時中止の決定 (第41号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第42号様式)</p> <p>工事一時中止の通知 (第43号様式)</p> <p>変更契約の締結 (第39号様式)</p>	<p>一時中止の必要性確認</p> <p>工事一時中止上申書 (第40号様式) 一時中止の範囲、期間、理由等を記載</p> <p>一時中止の期間 範囲及び理由</p> <p>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</p> <p>工事監督員経由</p>	<p>自ら必要と認めたとき</p> <p>上申 → ○</p> <p>必要と認めたとき 決定 工事一時中止決定書 (第41号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第42号様式)</p> <p>工事の一時中止等について (第43号様式)</p>	<p>標準契約書第19条</p> <p>※一時中止と工期変更を同時に通知する場合は変更契約締結が必要。 ※工期変更が後日になる場合は、工期変更時に変更契約を締結。</p>															

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																
<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>工期の変更</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受注者又は現場代理人</th> <th>工事監督員</th> <th>発注者(支出負担行為担当者)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工期延長請求書 (第44号様式)</td> <td>工事監督員経由</td> <td>○</td> <td>標準契約書第20条 ※受注者から工期の延長変更が請求できる規定</td> </tr> <tr> <td>工期延長の副申 (第45号様式)</td> <td>工期延長副申書 (第45号様式)</td> <td>進達 ○</td> <td>標準契約書第23条 ※工期の変更方法について定めた規定</td> </tr> <tr> <td>工期変更の決定 (第46号様式)</td> <td></td> <td>決定 工期変更決定書 (第46号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第47号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第47号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第48号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第48号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更契約の締結 (第39号様式)</td> <td>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</td> <td>○</td> <td>※設計変更又は工事一時中止と同時に工期を変更する場合は、設計変更決定書により決定されるので改めて工期変更決定書による決定は必要無い。</td> </tr> <tr> <td>発注者の判断による場合 (工期の短縮、工事内容の変更等によるもの)</td> <td></td> <td>決定 工期変更決定書 (第46号様式)</td> <td>標準契約書第21条 ※発注者から工期の短縮等が請求できる規定</td> </tr> <tr> <td>工期変更の決定 (第46号様式)</td> <td></td> <td>決定 工期変更決定書 (第46号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第47号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第47号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第48号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第48号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更契約の締結 (第39号様式)</td> <td>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考	工期延長請求書 (第44号様式)	工事監督員経由	○	標準契約書第20条 ※受注者から工期の延長変更が請求できる規定	工期延長の副申 (第45号様式)	工期延長副申書 (第45号様式)	進達 ○	標準契約書第23条 ※工期の変更方法について定めた規定	工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)		工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)		工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)		変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○	※設計変更又は工事一時中止と同時に工期を変更する場合は、設計変更決定書により決定されるので改めて工期変更決定書による決定は必要無い。	発注者の判断による場合 (工期の短縮、工事内容の変更等によるもの)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)	標準契約書第21条 ※発注者から工期の短縮等が請求できる規定	工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)		工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)		工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)		変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○		<p>(2) 設計変更の手続きフロー図</p> <p>工期の変更</p> <p>設計変更等の処理手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受注者又は現場代理人</th> <th>工事監督員</th> <th>発注者(支出負担行為担当者)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工期延長請求書 (第44号様式)</td> <td>工事監督員経由</td> <td>○</td> <td>標準契約書第20条 ※受注者から工期の延長変更が請求できる規定</td> </tr> <tr> <td>工期延長の副申 (第45号様式)</td> <td>工期延長副申書 (第45号様式)</td> <td>進達 ○</td> <td>標準契約書第23条 ※工期の変更方法について定めた規定</td> </tr> <tr> <td>工期変更の決定 (第46号様式)</td> <td></td> <td>決定 工期変更決定書 (第46号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第47号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第47号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第48号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第48号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更契約の締結 (第39号様式)</td> <td>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</td> <td>○</td> <td>※設計変更又は工事一時中止と同時に工期を変更する場合は、設計変更決定書により決定されるので改めて工期変更決定書による決定は必要無い。</td> </tr> <tr> <td>発注者の判断による場合 (工期の短縮、工事内容の変更等によるもの)</td> <td></td> <td>決定 工期変更決定書 (第46号様式)</td> <td>標準契約書第21条 ※発注者から工期の短縮等が請求できる規定</td> </tr> <tr> <td>工期変更の決定 (第46号様式)</td> <td></td> <td>決定 工期変更決定書 (第46号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第47号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第47号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期変更の通知 (第48号様式)</td> <td>通知 又は協議</td> <td>工期の変更について (第48号様式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更契約の締結 (第39号様式)</td> <td>通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。</p>	受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考	工期延長請求書 (第44号様式)	工事監督員経由	○	標準契約書第20条 ※受注者から工期の延長変更が請求できる規定	工期延長の副申 (第45号様式)	工期延長副申書 (第45号様式)	進達 ○	標準契約書第23条 ※工期の変更方法について定めた規定	工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)		工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)		工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)		変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○	※設計変更又は工事一時中止と同時に工期を変更する場合は、設計変更決定書により決定されるので改めて工期変更決定書による決定は必要無い。	発注者の判断による場合 (工期の短縮、工事内容の変更等によるもの)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)	標準契約書第21条 ※発注者から工期の短縮等が請求できる規定	工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)		工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)		工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)		変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○		<p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p> <p>内容の削除</p>
受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考																																																																																															
工期延長請求書 (第44号様式)	工事監督員経由	○	標準契約書第20条 ※受注者から工期の延長変更が請求できる規定																																																																																															
工期延長の副申 (第45号様式)	工期延長副申書 (第45号様式)	進達 ○	標準契約書第23条 ※工期の変更方法について定めた規定																																																																																															
工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)																																																																																																
変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○	※設計変更又は工事一時中止と同時に工期を変更する場合は、設計変更決定書により決定されるので改めて工期変更決定書による決定は必要無い。																																																																																															
発注者の判断による場合 (工期の短縮、工事内容の変更等によるもの)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)	標準契約書第21条 ※発注者から工期の短縮等が請求できる規定																																																																																															
工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)																																																																																																
変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○																																																																																																
受注者又は現場代理人	工事監督員	発注者(支出負担行為担当者)	備考																																																																																															
工期延長請求書 (第44号様式)	工事監督員経由	○	標準契約書第20条 ※受注者から工期の延長変更が請求できる規定																																																																																															
工期延長の副申 (第45号様式)	工期延長副申書 (第45号様式)	進達 ○	標準契約書第23条 ※工期の変更方法について定めた規定																																																																																															
工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)																																																																																																
変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○	※設計変更又は工事一時中止と同時に工期を変更する場合は、設計変更決定書により決定されるので改めて工期変更決定書による決定は必要無い。																																																																																															
発注者の判断による場合 (工期の短縮、工事内容の変更等によるもの)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)	標準契約書第21条 ※発注者から工期の短縮等が請求できる規定																																																																																															
工期変更の決定 (第46号様式)		決定 工期変更決定書 (第46号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第47号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第47号様式)																																																																																																
工期変更の通知 (第48号様式)	通知 又は協議	工期の変更について (第48号様式)																																																																																																
変更契約の締結 (第39号様式)	通知内容の確認・承諾 変更契約書 (第39号様式)	○																																																																																																

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>7 設計変更書類の作成について</p> <p>7-1 設計変更上申書</p> <p>(1) 設計変更上申時等の上申者</p> <p>支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道農政部請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4条</p> <p>2 総括監督員は、必要に応じて主任監督員又は監督員からの報告事項及び主任監督員又は監督員への指示事項について支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求めるものとする。</p> <p>第5条 工事監督員は、監督業務の遂行に当たり、支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求める必要があると認められるときは、その内容に意見を付して報告し、指示を受けるものとする。この場合において、監督員は主任監督員及び総括監督員を経由して報告し、指示を受けるものとする。</p> </div> <p>よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符合等確認報告等については、監督員・主任監督員及び総括監督員の連名で行うこととなる。</p> <p>(2) 設計変更上申書の記載方法</p> <p>設計変更上申書の記載方法については、「7-4 設計変更書類等の記載例」を参考に作成し、次の事項に留意すること。</p> <hr/> <p>ア 設計変更理由について、下記項目に該当するものは上申書の理由欄に記載することを基本とし、記載内容は明確かつ簡潔に記載すること。また、次の項目に該当しないもののほか詳細な理由が必要な場合は、設計変更の条項に加え「別紙理由書のとおり」と記載し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に理由を記載すること。</p> <p>(ア) 契約書第17条（現場不符合等確認書で内容が確認できる場合）</p> <p>(イ) 拡大設計変更（当初発注時の特記仕様書で全体工事の一部として、明示している場合）</p> <p>(ウ) 概数確定による設計変更</p> <p>(エ) <u>一括処理</u></p> <p>イ 設計変更の概要欄は「別紙設計変更概要表のとおり」と記載することを基本とする。</p> <p>7-2 設計変更理由書 【省略】</p> <p>7-3 設計変更概要表 【省略】</p>	<p>7 設計変更書類の作成について</p> <p>7-1 設計変更上申書</p> <p>(1) 設計変更上申時等の上申者</p> <p>支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道農政部請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3条</p> <p>3 主任監督員は、必要に応じて _____ 監督員からの報告事項及び _____ 監督員への指示事項について支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求めるものとする。</p> <p>第4条 工事監督員は、監督業務の遂行に当たり、支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求める必要があると認められるときは、その内容に意見を付して報告し、指示を受けるものとする。この場合において、監督員は主任監督員及び総括監督員を経由して報告し、指示を受けるものとする。</p> </div> <p>よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符合等確認報告等については、監督員・主任監督員及び総括監督員の連名で行うこととなる。</p> <p>(2) 設計変更上申書の記載方法</p> <p>設計変更上申書の記載方法については、「7-4 設計変更書類等の記載例」を参考に作成し、次の事項に留意すること。</p> <p><u>ア 軽微な設計変更、軽微総括の場合は、それぞれ左上余白に「軽微」、「軽微総括」と朱書きすること。ただし、白黒印刷の場合、朱色等のマーカーで対応しても良い。</u></p> <p>イ 設計変更理由について、下記項目に該当するものは上申書の理由欄に記載することを基本とし、記載内容は明確かつ簡潔に記載すること。また、次の項目に該当しないもののほか詳細な理由が必要な場合は、設計変更の条項に加え「別紙理由書のとおり」と記載し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に理由を記載すること。</p> <p>(ア) 契約書第17条（現場不符合等確認書で内容が確認できる場合）</p> <p>(イ) 拡大設計変更（当初発注時の特記仕様書で全体工事の一部として、明示している場合）</p> <p>(ウ) 概数確定による設計変更</p> <p>(エ) <u>軽微総括</u></p> <p>ウ 設計変更の概要欄は「別紙設計変更概要表のとおり」と記載することを基本とする。</p> <p>7-2 設計変更理由書 【省略】</p> <p>7-3 設計変更概要表 【省略】</p>	<p>内容の変更</p> <p>内容の変更</p> <p>内容の変更</p> <p>項目の削除</p> <p>項目の改正</p> <p>内容の変更</p> <p>項目の改正</p>

改 正	現 行	備 考																																																																									
<p>7-4 設計変更書類等の記載例</p> <p>第35号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>設 計 変 更 上 申 書</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総括監督員</u></td> <td style="text-align: center;"><u>所長</u></td> <td style="text-align: center;">〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td style="text-align: center;">係長</td> <td style="text-align: center;">〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監督員</td> <td style="text-align: center;">主任</td> <td style="text-align: center;">〇〇 〇〇</td> </tr> </table> <p>(〇〇〇〇)</p> <p>工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、 関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受注者</td> <td colspan="3">〇〇建設（株）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現工期</td> <td>着工</td> <td>年 月 日</td> <td>設計変更による</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>年 月 日</td> <td>工期変更の必要性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計変更の概要</td> <td colspan="2">「別紙設計変更概要表のとおり」と記載</td> <td>設計変更による工事の一時中止の要否</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 軽微な設計変更では工期変更は出来ない 通常設計変更で工期変更が必要となる場合は日数を記載 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理由</td> <td colspan="3"> 工事一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・概数確定による設計変更 ・<u>一括処理</u> ・契約書第18条（別紙理由書のとおり） </td> </tr> <tr> <td>その他 必要事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">第 〇 回設計変更</p> </div>	<u>総括監督員</u>	<u>所長</u>	〇〇 〇〇	主任監督員	係長	〇〇 〇〇	監督員	主任	〇〇 〇〇	受注者	〇〇建設（株）			現工期	着工	年 月 日	設計変更による	完成	年 月 日	工期変更の必要性	設計変更の概要	「別紙設計変更概要表のとおり」と記載		設計変更による工事の一時中止の要否	軽微な設計変更では工期変更は出来ない 通常設計変更で工期変更が必要となる場合は日数を記載			理由	工事一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること			<ul style="list-style-type: none"> ・契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・概数確定による設計変更 ・<u>一括処理</u> ・契約書第18条（別紙理由書のとおり） 			その他 必要事項				<p>7-4 設計変更書類等の記載例</p> <p>第35号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right; font-size: small;">軽微、軽微総括の場合 左上余白に「軽微」、「軽微総括」と朱書き 又は朱色等でマーカーをする。</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: large;">軽微</p> <p style="background-color: red; color: white; display: inline-block; padding: 2px;">(又は)軽微</p> <p style="text-align: center;">設 計 変 更 上 申 書</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇（総合）振興局長 様</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td style="text-align: center;">係長</td> <td style="text-align: center;">〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監督員</td> <td style="text-align: center;">主任</td> <td style="text-align: center;">〇〇 〇〇</td> </tr> </table> <p>(〇〇〇〇)</p> <p>工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区</p> <p>上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、 関係図書を添えて上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受注者</td> <td colspan="3">〇〇建設（株）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現工期</td> <td>着工</td> <td>年 月 日</td> <td>設計変更による</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>年 月 日</td> <td>工期変更の必要性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計変更の概要</td> <td colspan="2">「別紙設計変更概要表のとおり」と記載</td> <td>設計変更による工事の一時中止の要否</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 軽微な設計変更では工期変更は出来ない 通常設計変更で工期変更が必要となる場合は日数を記載 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理由</td> <td colspan="3"> 工事一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・概数確定による設計変更 ・<u>軽微総括</u> ・契約書第18条（別紙理由書のとおり） </td> </tr> <tr> <td>その他 必要事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">第 〇 回設計変更</p> </div>	主任監督員	係長	〇〇 〇〇	監督員	主任	〇〇 〇〇	受注者	〇〇建設（株）			現工期	着工	年 月 日	設計変更による	完成	年 月 日	工期変更の必要性	設計変更の概要	「別紙設計変更概要表のとおり」と記載		設計変更による工事の一時中止の要否	軽微な設計変更では工期変更は出来ない 通常設計変更で工期変更が必要となる場合は日数を記載			理由	工事一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること			<ul style="list-style-type: none"> ・契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・概数確定による設計変更 ・<u>軽微総括</u> ・契約書第18条（別紙理由書のとおり） 			その他 必要事項				<p>内容の削除</p> <p>内容の追加</p> <p>内容の変更</p>
<u>総括監督員</u>	<u>所長</u>	〇〇 〇〇																																																																									
主任監督員	係長	〇〇 〇〇																																																																									
監督員	主任	〇〇 〇〇																																																																									
受注者	〇〇建設（株）																																																																										
現工期	着工	年 月 日	設計変更による																																																																								
	完成	年 月 日	工期変更の必要性																																																																								
設計変更の概要	「別紙設計変更概要表のとおり」と記載		設計変更による工事の一時中止の要否																																																																								
	軽微な設計変更では工期変更は出来ない 通常設計変更で工期変更が必要となる場合は日数を記載																																																																										
理由	工事一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること																																																																										
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・概数確定による設計変更 ・<u>一括処理</u> ・契約書第18条（別紙理由書のとおり） 																																																																										
その他 必要事項																																																																											
主任監督員	係長	〇〇 〇〇																																																																									
監督員	主任	〇〇 〇〇																																																																									
受注者	〇〇建設（株）																																																																										
現工期	着工	年 月 日	設計変更による																																																																								
	完成	年 月 日	工期変更の必要性																																																																								
設計変更の概要	「別紙設計変更概要表のとおり」と記載		設計変更による工事の一時中止の要否																																																																								
	軽微な設計変更では工期変更は出来ない 通常設計変更で工期変更が必要となる場合は日数を記載																																																																										
理由	工事一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書(第40号様式)により上申すること																																																																										
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・概数確定による設計変更 ・<u>軽微総括</u> ・契約書第18条（別紙理由書のとおり） 																																																																										
その他 必要事項																																																																											

新 旧 対 照 表

改 正						現 行						備 考
設計変更概要表（記載例）						設計変更概要表（記載例）						記載内容の追加
工事番号 ○○○○ 工事名 畑地帯（支援） ○○地区 1工区 第○回設計変更						工事番号 ○○○○ 工事名 畑地帯（支援） ○○地区 1工区 第○回設計変更						
名称	単位	数量		増減	備 考	名称	単位	数量		増減	備 考	
		変更前	変更後					変更前	変更後			
【概数確定による変更】						【概数確定による変更】						
土工						土工						
土砂掘削(地山)_バックホウ	m3	200	250	50		土砂掘削(地山)_バックホウ	m3	200	250	50		
敷均し_狭隘な箇所	m3	300	400	100		敷均し_狭隘な箇所	m3	300	400	100		
締固め_狭隘な箇所	m3	300	400	100		締固め_狭隘な箇所	m3	300	400	100		
【契約書第 18 条による変更】						【契約書第 18 条による変更】						
○号用水路工						○号用水路工						
用水路工	m	1,000	0	△ 1,000	○月○日付指示書 提出済み	用水路工	m	1,000	0	△ 1,000		
※条項毎または案件ごとに増または減となった主な変更内容を 1～3 項目程度を目安に記載する。						※条項毎または案件ごとに増または減となった主な変更内容を 1～3 項目程度を目安に記載する。						

改 正	現 行	備 考																																				
<p>第40号様式</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">工 事 一 時 中 止 上 申 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">〇〇（総合）振興局長 様</p> <table style="margin: 10px auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">総括監督員</td> <td style="padding: 0 10px;">所長</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">主任監督員</td> <td style="padding: 0 10px;">係長</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">監督員</td> <td style="padding: 0 10px;">主任</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> </tr> </table> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(〇〇〇〇)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区</p> <hr/> <p style="margin: 10px 0 0 0;">上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">受注者</td> <td style="padding: 5px;">〇〇建設（株）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の一時中止を必要とする範囲及び理由</td> <td style="padding: 5px;">〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の一時中止を必要とする期間</td> <td style="padding: 5px;">護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他必要事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、受注者に契約解除権（契約書第47条）が発生するケースがあるため注意すること。</p> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。 2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。</p> </div>	総括監督員	所長	〇〇	〇〇	主任監督員	係長	〇〇	〇〇	監督員	主任	〇〇	〇〇	受注者	〇〇建設（株）	工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）	工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）	その他必要事項		<p>第40号様式</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h2 style="margin: 0;">工 事 一 時 中 止 上 申 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">〇〇（総合）振興局長 様</p> <table style="margin: 10px auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">主任監督員</td> <td style="padding: 0 10px;">係長</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">監督員</td> <td style="padding: 0 10px;">主任</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> <td style="padding: 0 10px;">〇〇</td> </tr> </table> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(〇〇〇〇)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区</p> <hr/> <p style="margin: 10px 0 0 0;">上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">受注者</td> <td style="padding: 5px;">〇〇建設（株）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の一時中止を必要とする範囲及び理由</td> <td style="padding: 5px;">〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事の一時中止を必要とする期間</td> <td style="padding: 5px;">護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他必要事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small; margin: 0;">工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、受注者に契約解除権（契約書第47条）が発生するケースがあるため注意すること。</p> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。 2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。</p> </div>	主任監督員	係長	〇〇	〇〇	監督員	主任	〇〇	〇〇	受注者	〇〇建設（株）	工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）	工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）	その他必要事項		<p style="color: red; vertical-align: middle;">内容の追加</p>
総括監督員	所長	〇〇	〇〇																																			
主任監督員	係長	〇〇	〇〇																																			
監督員	主任	〇〇	〇〇																																			
受注者	〇〇建設（株）																																					
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）																																					
工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）																																					
その他必要事項																																						
主任監督員	係長	〇〇	〇〇																																			
監督員	主任	〇〇	〇〇																																			
受注者	〇〇建設（株）																																					
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）																																					
工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）																																					
その他必要事項																																						

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																													
<p style="text-align: center; color: red;">【 削 除 】</p>	<p style="text-align: center;">様式-3 工事施工協議簿（記載例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">指示</td> <td style="width: 10%;">承諾</td> <td style="width: 10%;">役職等</td> <td style="width: 10%;">課長 出張所長</td> <td style="width: 10%;">専門員 次長</td> <td style="width: 10%;">係長 長査</td> <td style="width: 10%;">総括 監督員</td> <td style="width: 10%;">主任 監督員</td> <td style="width: 10%;">監督員</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">主任 技術者</td> <td style="width: 10%;">現場 代理人</td> </tr> <tr> <td>協議</td> <td>報告</td> <td>署名等</td> <td>必要に 応じて</td> <td>必要に 応じて</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">指示（改善） 協議（概数確定）</td> <td>役職等</td> <td>課長 出張所長</td> <td>専門員 次長</td> <td>係長 長査</td> <td>総括 監督員</td> <td>主任 監督員</td> <td>監督員</td> <td>会社の 責任者</td> <td>主任 技術者</td> <td>現場 代理人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">改造請求及び破壊検査等 指示 協議</td> <td>署名等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">工 事 名</td> <td colspan="2">畑地帯（支援） ○○地区 1工区</td> <td style="width: 20%;">協議簿通し番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受 注 者 名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>当該協議月日</td> <td>年 月 日</td> <td>前回協議月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記載者</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">協 議 事 項</td> <td style="text-align: center;">工事監督員 ○○○○</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 概数項目について、別紙確認資料により確定する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場代理人 ●●●●</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 上記について、了解する。 </td> </tr> </table> <p>※協議（概数確定）時には、会社の責任者の押印が必要である。</p>	指示	承諾	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 長査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人	協議	報告	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて								指示（改善） 協議（概数確定）		役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 長査	総括 監督員	主任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人	改造請求及び破壊検査等 指示 協議		署名等										工 事 名	畑地帯（支援） ○○地区 1工区		協議簿通し番号		受 注 者 名					当該協議月日	年 月 日	前回協議月日	年 月 日		記載者	内 容				協 議 事 項	工事監督員 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 概数項目について、別紙確認資料により確定する。 			現場代理人 ●●●●	<ul style="list-style-type: none"> 上記について、了解する。 			協議簿の削除
	指示	承諾	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 長査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人																																																																			
	協議	報告	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて																																																																										
	指示（改善） 協議（概数確定）		役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 長査	総括 監督員	主任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人																																																																			
	改造請求及び破壊検査等 指示 協議		署名等																																																																												
	工 事 名	畑地帯（支援） ○○地区 1工区		協議簿通し番号																																																																											
	受 注 者 名																																																																														
	当該協議月日	年 月 日	前回協議月日	年 月 日																																																																											
	記載者	内 容																																																																													
	協 議 事 項	工事監督員 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 概数項目について、別紙確認資料により確定する。 																																																																												
現場代理人 ●●●●		<ul style="list-style-type: none"> 上記について、了解する。 																																																																													

新 旧 対 照 表

改 正		現 行	備 考						
<p style="text-align: center;">打 合 簿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督員) 総括監督員 主任監督員 監 督 員</p> <p>(受注者)</p>		【 追 加 】	打合簿の追加						
<p>工事名</p>									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">発 議 者</td> <td>■発注者 □受注者</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td>■協議 □承諾 □指示 □提出 □報告 □通知 □その他()</td> </tr> <tr> <td>件 名</td> <td>内 容</td> </tr> </table>	発 議 者			■発注者 □受注者	発議事項	■協議 □承諾 □指示 □提出 □報告 □通知 □その他()	件 名	内 容	<p>概数の確定について</p> <p>・概数項目について、別紙確認資料により確定する。</p>
発 議 者	■発注者 □受注者								
発議事項	■協議 □承諾 □指示 □提出 □報告 □通知 □その他()								
件 名	内 容								
処 理 ・ 回 答	<p>発注者</p> <p>上記について □承諾 □受理 □通知 □指示 □提示 □その他()します</p> <p>□回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日</p> <p>【回答】</p> <p>【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日</p>	<p>受注者</p> <p>上記について □承諾 □協議 □報告 □提出 □届出 ■その他(了解)します</p> <p>□回答予定日を設定します。回答予定日： 年 月 日</p> <p>【回答】</p> <p>【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日</p>							
<p>備考 打合せ毎に別業とする。 ※情報共有システムを使用しない場合は、適宜決裁欄を作成すること。</p>									

新 旧 対 照 表

改 正		現 行	備 考							
打 合 簿 年 月 日 (工事監督員) 総括監督員 主任監督員 監 督 員 (受注者)										
工事名		【 追 加 】	打合簿の追加							
<table border="1"> <tr> <td>発 議 者</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>発注者 <input type="checkbox"/>受注者</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td><input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>承諾 <input checked="" type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>その他()</td> </tr> <tr> <td>件 名</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td>工事内容の変更指示書 (第1回)</td> <td>別紙、工事内容の変更指示書 (第1回) のとおり指示します。</td> </tr> </table>	発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()	件 名	内 容	工事内容の変更指示書 (第1回)	別紙、工事内容の変更指示書 (第1回) のとおり指示します。		
発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者									
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()									
件 名	内 容									
工事内容の変更指示書 (第1回)	別紙、工事内容の変更指示書 (第1回) のとおり指示します。									
処 理 ・ 回 答	発 注 者 上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日									
	受 注 者 上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日									
備考 打合せ毎に別葉とする。 ※情報共有システムを使用しない場合は、適宜決裁欄を作成すること。										

改 正	現 行	備 考								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>(受注者名) ●●建設(株) 現場代理人 ●●●●様</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>① 総括監督員 ●●総合振興局 ●●耕地出張所長 ●●●●</p> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">工事内容の変更指示書 (第●回)</p> <p>(工事番号) (工事名)</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: small;">上記工事の工事内容を一部変更するので、下記の指示により施工されたい。</p> <p>② 記</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 指示の内容</p> <p style="color: green;">1-1ほ場について、「湧水処理工説明図」のとおり湧水処理工を追加する。</p> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 2px; margin: 5px 0;">※ 設計変更理由ではなく、「指示」を記載</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">特記事項 当該指示における概算金額: 約 ●●百万円増(減)の見込み(消費税等含む) ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。</p> <p>③ (概算金額累計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>①現請負代金</td> <td style="text-align: right;">●●円</td> </tr> <tr> <td>②増減見込額の累計</td> <td style="text-align: right;">●●円の増(減)</td> </tr> <tr> <td>③増減見込額の絶対値の累計</td> <td style="text-align: right;">●●円</td> </tr> <tr> <td>③のうち、新工種に係る見込額</td> <td style="text-align: right;">●●円</td> </tr> </table> <p>(趣 旨) 本様式は、工事に必要な指示を迅速かつ的確に行うためのものである。</p> <p>④</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin-top: 5px; font-size: x-small;">※情報共有システムを使用しない場合は、メールにより対応すること。</div> </div>	①現請負代金	●●円	②増減見込額の累計	●●円の増(減)	③増減見込額の絶対値の累計	●●円	③のうち、新工種に係る見込額	●●円	<p>【 追 加 】</p>	<p>変更指示書の追加</p>
①現請負代金	●●円									
②増減見込額の累計	●●円の増(減)									
③増減見込額の絶対値の累計	●●円									
③のうち、新工種に係る見込額	●●円									

改 正	現 行	備 考
<p>工事内容の変更指示書記載の留意事項</p> <p>① 総括監督員について 出張所(室)にあつては所長、次長 整備課、農村振興課にあつては課長、主幹 となります。</p> <p>② 指示の内容及び特記事項における概算金額の明示について 追加工事等に伴う追加・変更契約は、原則、追加工事等の着工前に契約変更を行うことが必要ですが、都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、以下の事項を取り交わすことにより、内容が確定した時点で遅滞なく手続きを行うこととなっています。</p> <p>【受注者と取り交わす事項】</p> <p>ア 受注者に追加工事等として施工を依頼する<u>工事の具体的な作業内容</u> …指示の内容及び添付資料により明示 イ 当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期 …当「設計変更の手引き」により明示 ウ <u>追加工事等に係る契約単価の額</u> …概算金額により明示</p> <p>(発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(R8.1 国交省)より)</p> <p><u>◎建設業法第 19 条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するものとして見なされないため、適切に対応する必要があります。</u></p> <p>③ 概算金額累計について 契約事務担当者において、新工種に係る見込額を把握するため、記載するものです。</p> <p>④ 情報共有システムによる回付について 打合簿に添付して情報共有システムにより回付 受注者への回付者は総括監督員とします。 受注者は「会社の責任者」による承認を必要とします。 なお、書面により提出を受けた場合、課税文書の作成とみなされる恐れがあることから、情報共有システム若しくはメール等により、提出を受けてください。</p> <p>⑤ 工事内容の変更指示書の添付資料について 工事内容の変更指示書への添付資料は以下を標準とします。</p> <p>ア 受注者へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更概要表(指示の内容欄に記載出来ない場合) ・変更説明資料(図面、写真等)(必要な場合) ・その他必要資料 <p>イ 支出負担行為担当者へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更理由書 	<p style="text-align: center;">【 追 加 】</p>	<p>留意事項の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考	
<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更概要表 ・変更説明資料(図面、写真等) ・現場不符合等確認報告書(現場不符合の場合のみ) ・現場不符合等確認書(現場不符合の場合のみ) ・その他必要資料 					
8 設計変更に係るQ&A		8 設計変更に係るQ&A			
8-1 概数に関する質疑について		8-1 概数に関する質疑について			
番号	質問・疑問	回 答	番号	質問・疑問	回 答
1~13 【省略】		1~25 【省略】			
14	概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか。	想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要がない。ただし、数量に変更がない場合についても「 <u>打合簿</u> 」を作成し、相互に書面で確認することは必要である。	14	概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか。	想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要がない。ただし、数量に変更がない場合についても「 <u>工事施工協議簿</u> 」を作成し、相互に書面で確認することは必要である。
15~21 【省略】		15~21 【省略】			
22	概数等発注の最終の精算設計変更は目的物が完成した時点で行わなければならない場合が多いと思われるが(出来高変更)、工事完了後に契約の変更することには問題はないか。	概数等発注とは「概数」表示した内容については、発注者・受注者の相互において変わり得る数量であると認識し、お互いに「 <u>打合簿</u> 」により確認後施工するものであり、出来高に対して精算設計変更するものではない。 「 <u>打合簿</u> 」により相互確認し、設計変更することについては変更する責務があり、設計変更が終了して工事が竣工となる。 工期末に概数確定による数量変更が予想される工事については、設計変更に必要な予算措置とともに、概数の確定を早急に行う必要がある。	22	概数等発注の最終の精算設計変更は目的物が完成した時点で行わなければならない場合が多いと思われるが(出来高変更)、工事完了後に契約の変更することには問題はないか。	概数等発注とは「概数」表示した内容については、発注者・受注者の相互において変わり得る数量であると認識し、お互いに「 <u>工事施工協議簿</u> 」により確認後施工するものであり、出来高に対して精算設計変更するものではない。 「 <u>工事施工協議簿</u> 」により相互確認し、設計変更することについては変更する責務があり、設計変更が終了して工事が竣工となる。 工期末に概数確定による数量変更が予想される工事については、設計変更に必要な予算措置とともに、概数の確定を早急に行う必要がある。
23~25 【省略】		23~25 【省略】			
26	<u>概数等による発注は、工事内容の変更指示書による指示として事務処理ができるか。</u>	<u>概数の確定については、打合簿で数量の確定協議を行い、設計変更を行ってください。このとき、当初から計上している工種であり、新たな作業が伴わないことから、「工事内容の変更指示書」の取り交わしは不要です。</u> <u>ただし、概数の確定によるものかどうか内容が確認できるように処理してください。</u>	—	_____	_____
8-2 拡大設計変更に関する質疑について 【省略】		8-2 拡大設計変更に関する質疑について 【省略】			
8-3 契約書第17・第18条(変更指示書含む)に関する質疑について		8-3 契約書第17・第18条(軽微含む)に関する質疑について			
番号	質問・疑問	回 答	番号	質問・疑問	回 答
1	<u>変更指示書による指示は、何度行っても良いのか。</u> <u>また、設計変更を行う時期は、工事終了前として良いか。</u>	<u>変更指示書による指示は、その範囲内であれば何度でも変更指示書による指示として処理することができる。</u> <u>また、設計変更を行う時期は、受注者から求めがあった場合を除き、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として</u>	1	<u>軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。</u> <u>また、軽微総括を行う時期は、工事終了前として良いか。</u>	<u>軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度でも軽微な設計変更として上申することができる。また、「軽微総括」を行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事終了前となることもある。</u>

内容の変更

内容の変更

内容の追加

項目の改正

内容の変更

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考
		<u>良いので、結果的に工事終了前となることもある。</u> <u>なお、設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合や増減見込額の累計が限度額を超えた時点で、速やかに設計変更を行い、契約変更する必要がある。</u>			<u>なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合や増減見込額の累計が限度額を超えた時点で、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要がある。</u>	
2	承諾図も設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要があるか。	設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はない。 なお、設計図書である承諾図や <u>打合簿</u> を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書 10 年、工事成果品 5 年と異なるため、注意すること。	2	承諾図も設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要があるか。	設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はない。 なお、設計図書である承諾図や <u>工事施工協議簿</u> を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書 10 年、工事成果品 5 年と異なるため、注意すること。	
3~5	【省略】		3~5	【省略】		項目の追加
6	<u>変更指示書による工事着手可能の時期はいつになるのか。</u>	<u>変更指示書に該当する箇所については、受注者が承諾した時点で工事着手が可能です。</u>	-			
9	指定と任意の考え方 【省略】		9	指定と任意の考え方 【省略】		
10	不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について） 【省略】		10	不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について） 【省略】		

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----